

2015年2月10日 276号

東職女性部発行

ひ ま わ り



暦の上では春のはずですが…。今年の冬将軍は強大です。

12月13日（土）に神戸で開催されました全大教非常勤職員交流集会への参加報告を寄稿いただきました。275号からの続きを紹介させていただきたいと存じます。

短時間勤務職員部会からの報告（その2）

初めての非常勤職員交流集会（2014年12月13日）

<参加状況>

<レクチャー>

<雇止め対象者の受皿職> より続く……………



<大阪大の雇止め状況>

間近に迫った大阪大の雇止め問題は一番気になるところ。今回参加したのはその後どうなっているか確認したい気持ちも強かったから。教研集会でも大阪大の書記長による現状説明を聞いたのみで、当事者の非常勤職員の方は参加していなかったのです。しかし今回もやはり阪大非常勤職員の参加はなく、生の声を聴けませんでした。

阪大書記長のお話によれば、5年前の雇止め説明会後すぐの年には、「特例職員」の登用試験で50名が採用され、5年の間に何とかなるだろうという雰囲気だったが、その後の採用は多くても10名程度で、現在130名が救済されないまま残っているとのこと。交渉はしているものの、当局は頑なとのこと。また、阪大の組合とは別の組織が反対署名運動を行っているが、阪大組合は協力する立場ではないという、教研集会の時と同じ説明を繰り返されました。では他大学からはどう協力すれば良いのか、もどかしさがつのります。

<非常勤の現状アピール>

非常勤職員の問題に関しては、なんといっても雇止めに関するところが一番切実なので、そこ中心になりますが、賃金や休暇など待遇改善に関してもねばり強く訴えていくために、非常勤職員だけではなく、周りをも巻き込んで行くことが大事との意見がいくつも出ました。例えば雇用期限の撤廃を実現した徳島大では、アンケートを実施して、「先生や正規職員の同僚も、非常勤にやめられては困るという声がたくさん出ている」という結果をまとめて理事と交渉したことなど。非常勤職員だけがぶつぶつ言っているというのではなく、大学全体の問題だと認識してもらうためにも、有効的なアンケートを実施すべき、との意見も。名工大は徳島大を参考にアンケートを実施し、茨城大もアンケート実施予定とか。

また、活動の活発な名古屋大からは、非正規と正規の年間給与はこんなに違う、という比較棒グラフや、ボーナス、住宅手当、退職金は非正規はゼロ、ということなどをちらしに明示し、「実現しよう！同一労働・同一賃金」をアピールしているとの報告。分かっている者同士の愚痴に留まらず、知らない人たちへ非常勤職員の実態を訴えかけてゆくことが重要だと改めて思われました。

＜非常勤身分の複雑化とリアルな声＞

それまで発言のなかった人たちにも意見が求められ、それぞれ実態報告があり、さまざまな声がありました。「今の大学には人を育てる力がない。質が落ちている。このままでは 10 年くらいで崩壊してしまう」「大学の常識は民間の非常識」「大学は人を見ているのか、お金を見ているのか」「正規職員が減っているのに仕事は減るどころか増えている」「仕事の責任や量と給与が見合わない」「給料が細かく複雑化してきて、パート同士でも賃金の話がしにくい」等々。プロジェクトベースの少し特殊な非常勤職員、という方もいて、確かに同列に論じられない複雑さを感じました。

また次年度の更新を「更新してあげる」とか、「更新どうしようかな」などと言われるのはあからさまなパワーハラで、立場の弱さを痛感するという発言には、こういう事例は数々あるのだろうと胸が痛みます。組合はそのための拠り所であって欲しいと切に感じました。



御寄稿どうもありがとうございました。



☆特別休暇制度について

短時間勤務教職員と常勤教職員の労働条件比較のための 1 資料として、表にまとめてみました。

短時間勤務教職員の特別休暇事由は全て常勤教職員に規定（空欄）されていますが、異なる休暇制度として存在しているものもあります。常勤教職員では全て有給休暇ですが、短時間勤務教職員の場合網掛け部分のみ有給となります。また取得日数の異なるものもあります。結婚休暇と配偶者出産休暇は現在、常勤教職員のみ取得することのできる休暇です。より活用しやすい休暇制度の確立を考えてゆきたいと思います。

短時間勤務教職員の特別休暇と取得可能期間		常勤教職員（異なる箇所のみ記載）
1. 選挙権その他公民としての権利行使	必要期間	
2. 証人等として国会、裁判所その他官公署への出頭	必要期間	
3. 地震等災害のため出勤が著しく困難である場合	必要期間	
4. 上記退勤途上の危険回避のため	必要期間	
5. 親族が死亡した場合	親等により	
6. 6 週間以内に出産予定の産前休暇	出産日まで	
7. 出産した場合の産後休暇	8 週間	
8. 生後 1 年以内の保育時間（2 回/1 日）	30 分ずつ	
9. 生理休暇	必要期間	病気休暇
10. 業務上の負傷、疾病で療養	必要期間	病気休暇
11. 9. 10. を除く負傷、疾病で療養	10 日	病気休暇 90 日
12. 骨髄移植にかかわる検査、入院等	必要期間	
13. 夏季に大学法人の指定する休暇	2 日	その他、特に指定する日
14. 子の看護休暇	5 日	
15. 介護休暇	5 日	
16. 親族追悼行事のため	1 日	
17. 夏季休暇	1 日	3 日
18. ボランティア休暇		5 日（指定された場合+2 日）
19. 地震等災害で住居損壊し、復旧作業等必要な場合	7 日	
20. その他、特に指定する日		
		結婚する場合 5 日
		配偶者出産時の子の養育のため 7 日

次回の[生け花体験教室 「春を生ける」]は 3 月 9 日(月)/18:00～東職書記局にて行われる予定です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。